



第3章

犬山市の歴史文化の特徴

1. 歴史文化の特徴

1. 歴史文化の特徴

木曽川が市域の北西部に沿って流れており、八曽山、本宮山、尾張富士の山が連なる本市は、木曽川扇状地の平野部から東部の丘陵まで地形の変化に富み、それぞれの地域特性を活かして人の営みが育まれ、様々な歴史を織りなしてきた。これらは本市の特徴であり、歴史文化の多様性の源となっている。

そこで、本市の歴史文化を概観し、特徴を以下の7つに整理した。

特徴1 古代『邇波』地域の古墳群

木曽川がもたらした肥沃な大地は、水陸の交通の要所として古くから栄え、縄文時代・弥生時代から人々の暮らしが営まれてきた。古墳時代になると、市内には国史跡の東之宮古墳、青塚古墳等の大型古墳をはじめとして、数多くの古墳が築造された。

また、6世紀から7世紀にかけて東部丘陵に入鹿池古墳群が築造されたが、その地名や立地条件から一帯は『日本書紀』に記載されるヤマト王権直轄地「入鹿の屯倉」の推定地とされ、犬山及びその周辺は『続日本後紀』などに記載される「邇波県（にわのあがた）」の存在と密接に関係する古代『邇波』地域であると推定できる。『邇波』地域の古墳は、現在も市内の各所に残されている。

特徴2 戦国の動乱を今に伝える城跡・古戦場

応仁の乱後の美濃国守護代斎藤妙椿による尾張地域攻略に備えて、文明元年（1469）に「美濃に対する備えの城」として、織田広近により木ノ下城が築かれた。その後、天文6年（1537）に織田信康が本城を木之下城から城山に移し、犬山城が築城された。

一方、楽田では、永正年間（1504～1521）に織田久長によって楽田城が築かれ、羽黒には、鎌倉時代の建仁年間（1201～1204）に築城されたと伝わる羽黒城があった。

犬山城、羽黒城、楽田城は、天正12年（1584）の小牧・長久手の戦いの際に、秀吉方の陣として利用された。そのほかにも、小牧・長久手の戦いの前哨戦となった「羽黒合戦」が行われた八幡林や青塚古墳を利用した青塚砦など、戦国期の動乱を物語る城跡や古戦場が随所に残っている。また、小牧・長久手の戦い等の合戦図や戦国武将に関わる刀や古文書などが伝わっている。

特徴3 犬山城と城下町

犬山城は、東西を結ぶ要衝に位置することから軍事上・経済上の重要性が高く、その歴史は尾張支配者の交代と密接に関連していた。やがて、犬山城主には尾張国主の最も信頼する人物が置かれるようになり、尾張第二の城下町へと発展する素地が形成された。

犬山城下町は、小笠原吉次や平岩親吉の頃までにその基本となる形が整えられ、成瀬氏入部後、街道の付替えにより、今日に至る本町通を主軸とする「タテ町型城下町」が完成した。城下町では、酒造や茶の湯などの様々な文化が花開き、犬山焼や葱蓼酒などは、伝統産業として現在も受け継がれている。また、針綱神社の例祭として寛永12年(1635)に始められた犬山祭は、今日まで380余年にわたり続けられている。

特徴4 流通・交通の要衝地

木曽川沿いに位置する犬山は、木曽川を下る材木の中継、あるいは荷物の発着など、湊としての機能を有し、木曽川の水運による恩恵を受けてきた。通船も多く、元禄3年(1690)頃には、年一万艘にも上る往来が記録されるなど、物流の要衝地としての役割を果たしてきた。

江戸時代に入ると、幕府は江戸から地方へと延びた幹線街道である五街道と、その支線にあたる付属街道を造成整備した。犬山市域でも木曽街道、犬山街道などが整備され、尾張藩家中や商人の往来を支えてきた。

木曽川と街道は数多くの人と物を繋ぎ、現在も、路傍に佇む石仏や一里塚、渡船場跡や宿場跡の常夜燈などが、道行く人々を見守っている。

大正元年(1912)には、岩倉-犬山間の鉄道が開通し、犬山駅はその後、4路線が交わるターミナル駅として発展した。

特徴5 木曽川・入鹿池の治水と利水

木曽川は地域に豊かな恵みをもたらす一方、洪水により飢饉や凶作が発生し、民衆を苦しめる要因にもなっていた。慶長13年(1608)から翌年にかけて徳川家康が実施した木曽川治水最大規模の築堤工事(御囲堤)により洪水の危険性は減少したが、濃尾平野に流れ込む大小の河川が締め切られた。そのため、水源確保に向けて宮田用水、木津用水などの用水路が整備された。

寛永10年(1633)には入鹿池が築造され、安定的な水の供給により、新田開発など地域の発展に大きく貢献した。ところが、明治元年(1868)5月、連日の大雨によって堤が決壊し、丹羽郡の広範囲が浸水して多数の死傷者を出す大災害が発生した(後の「入鹿切れ」)。

このように、犬山の歴史は水と深い関わりがあり、市内には、用水路やため池などの治水、利水に関わる施設が多く残されている。また、水に対する感謝と畏敬の念を忘れないよう、木曽川や入鹿池をはじめとした水にまつわる伝承や物語が数多く伝えられている。

特徴6 多様な伝統行事

本市には、380 余年の伝統を誇る犬山祭や尾張富士と本宮山の背比べ伝説が伝わる石上げ祭、大縣神社（姫之宮）の豊年祭など、市内外から多くの観光客を集める祭りがある。

その一方で、市内の各地域に目を向けると、五穀豊穡を祈願する虫送りや疫病除けの祭事であるだんだんもうせ、各神社に伝わる祭礼など、個性豊かな伝統行事が数多く行われている。

これら伝統行事は、人々の祈りや込められた思いを今に伝え、関連する歴史文化資源とともに地域の人たちによって大切に受け継がれている。

特徴7 歴史文化資源の利用と観光地の整備

「犬山町」では、明治末期から観光客を対象とした遊興地・旅館などが増加し、大正期における鉄道敷設により観光開発が進んだ。加えて、昭和2年（1927）に木曽川が日本八景に選定されたことで観光客が増加し、観光業の更なる発展につながった。

昭和29年（1954）には、市政施行にともない「犬山市観光協会」が発足し、地域資源観光事業の推進が図られたことで、市全体として観光都市の歴史を歩み始めた。市内に所在する名勝木曽川や国宝犬山城天守をはじめ、日本モンキーセンター、明治村、リトルワールド、国宝如庵などの豊富な歴史文化資源は、古くから観光資源として活用され、観光地犬山としての発展に大きく寄与してきた。



第4章

歴史文化資源の調査

1. 既存の歴史文化資源に関する調査の概要

1. 既存の歴史文化資源に関する調査の概要

調査は種類別の歴史文化資源を対象とする把握調査や、個別の歴史文化資源を対象とする詳細調査があり、本市におけるこれまでの歴史文化資源の調査は、主に文化庁、愛知県及び犬山市によって実施されている。

<文化庁>

近代遺跡に関する調査、名勝に関する総合調査、文化的景観に関する把握調査などを実施してきた。

<愛知県>

愛知県史関係調査をはじめ、近代化遺産（建造物等）総合調査、近代和風建築総合調査、中世城館調査などを実施してきた。

<犬山市>

本市の歴史文化資源に関する把握調査は文化財部局や都市計画部局によって実施している。昭和 54 年（1979）から昭和 58 年（1983）にかけて実施した市史編さんに伴う調査、平成 24 年（2012）、平成 25 年（2013）に実施した悉皆調査により市内の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等の多くの歴史文化資源を把握している。

また、個別の調査については、次のとおりである。

- ・ 有形文化財（建造物）は、城下町の伝統的建造物の把握調査や個別物件の調査を行っている。
- ・ 民俗文化財は、犬山祭や石上げ祭の調査を行っている。
- ・ 記念物については、犬山城跡、東之宮古墳、青塚古墳の指定など文化財の発掘調査、埋蔵文化財包蔵地の開発に伴う発掘調査を行っている。

上記調査のほか、公益財団法人犬山城白帝文庫や犬山歴史研究会、特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク等の民間団体が調査研究を行っている。

把握調査

表8 文化庁が実施した把握調査

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
史跡	近代遺跡調査	文化庁	『近代遺跡調査報告書－軽工業－第1分冊』	2014
			『近代遺跡調査報告書－軽工業－第2分冊』	2015
			『近代遺跡調査報告書－鉱山－』	2002
			『近代遺跡調査報告書－政治(官公庁等)－』	2014
名勝地	近代の庭園・公園等に関する調査研究	文化庁	『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』	2012
	名勝に関する総合調査－全国的な調査(所在調査)	文化庁	『名勝に関する総合調査－全国的な調査(所在調査)の結果－』報告書	2013
文化的景観	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2003
	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2010

表9 愛知県が実施した把握調査

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
有形文化財	民家緊急調査	県教育委員会	『愛知の民家－愛知県民家緊急調査報告書』	1975
	近世社寺建築緊急調査	県教育委員会	『愛知県の近世社寺建築－近世社寺建築緊急調査報告書』	1980
	近代化遺産(建造物等)総合調査	県教育委員会	『愛知県の近代化遺産－愛知県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書－』	2005
	近代和風建築総合調査	県教育委員会	『愛知県の近代和風建築－愛知県近代和風建築総合調査報告書－』	2007
	文化財集中地区特別総合調査	文化庁 県教育委員会	『文化財集中地区特別総合調査報告書 愛知県の文化財』	1995
	近代建築調査	日本建築学会	『日本近代建築総覧』	1980
民俗文化財	愛知県民俗資料緊急調査報告	県教育委員会	『愛知の民俗：愛知県民俗資料緊急調査報告』	1973
	愛知県民俗芸能総合調査	県教育委員会	『愛知の民俗芸能－昭和61～63年度愛知県民俗芸能総合調査報告書－』	1989
	あいちの祭り行事調査	県教育委員会	『あいちの祭り行事－あいちの祭り行事調査事業報告書』	2001
	愛知県民俗芸能緊急調査	県教育委員会	『愛知県の民俗芸能－愛知県民俗芸能緊急調査報告－』	2014
	養蚕民俗資料緊急調査	県教育委員会	『養蚕民俗資料緊急調査報告2(犬山市)』	1997
	民俗調査	県総務部	『愛知県史民俗調査報告書5 犬山・尾張東部』	2002
史跡	歴史の道調査	県教育委員会	『愛知県歴史の道調査報告書V－木曽街道－』	1991
			『愛知県歴史の道調査報告書VI－下街道－』	1991

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
文化的景観	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2003
	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2010
埋蔵文化財	重要遺跡指定促進調査	県教育委員会	『愛知県重要遺跡指定促進調査報告Ⅰ～Ⅷ』	1974 ～ 1984
	愛知県古窯跡群分布調査	県教育委員会	『愛知県古窯跡群分布調査報告』Ⅲ(尾北地区・三河地区)』	1983
	愛知県中世城館調査	県教育委員会	『愛知県中世城館跡調査報告Ⅰ(尾張地区)』	1991
	愛知県内窯業遺跡保存検討会	県教育委員会	『愛知県内窯業遺跡保存検討会報告』	2004

表 10 愛知県史関係調査(愛知県史資料編・別編)

巻構成			時代・年代・区分等	収録内容等	刊行年
愛知県史資料編	1	考古1	旧石器・縄文	遺跡一覧・主要遺跡解説	2002
	2	考古2	弥生	遺跡一覧・主要遺跡解説	2003
	3	考古3	古墳	遺跡一覧・主要遺跡解説	2005
	4	考古4	飛鳥～平安	遺跡一覧・主要遺跡解説	2010
	5	考古5	鎌倉～江戸	遺跡一覧・主要遺跡解説	2017
	6	古代1	507年～988年	継体天皇元年以降の文献資料	1999
	7	古代2	1362年～1469年	室町	2005
	8	中世1	1185年～1362年	鎌倉・南北朝	2001
	9	中世2	1362年～1469年	室町	2005
	10	中世3	1470年～1559年	桶狭間の戦い前年まで	2009
	11	織豊1	1560年～1582年	桶狭間の戦いから清須会議まで	2003
	12	織豊2	1582年～1590年	秀吉の小田原平定まで	2007
	13	織豊3	1590年～1600年	関ヶ原の戦い後まで	2011
	14	中世・織豊	中世・織豊	補遺・非編年資料など	2014
	15	近世1	名古屋・熱田	現名古屋市域の資料	2014
	16	近世2	尾西・尾北	尾西・尾北地域の資料	2006
	17	近世3	尾東・知多	尾東・知多地域の資料	2010
	18	近世4	西三河	西三河地域の資料	2003
	19	近世5	東三河	東三河地域の資料	2008
	20	近世6	学芸	門人帳、書簡、出版関係等	2012
	21	近世7	領主1	尾張藩、尾張徳川家関係資料	2014
	22	近世8	領主2	三河諸藩、旗本・幕府関係	2015
	23	近世9	維新	1868年～1871年	2016
	24	近代1	政治・行政1	1871年～1888年	2013
	25	近代2	政治・行政2	1888年～1905年	2009

巻構成			時代・年代・区分等	収録内容等	刊行年
愛知県史資料編	26	近代3	政治・行政3	1905年～1931年	2004
	27	近代4	政治・行政4	1931年～1945年	2006
	28	近代5	農林水産業	1871年～1945年	2000
	29	近代6	工業1	軽工業（繊維・窯業・食品等を含む）	2004
	30	近代7	工業2	重工業、戦時経済、エネルギー産業	2008
	31	近代8	流通・金融・交通	1871年～1945年	2013
	32	近代9	社会・社会運動1	1871年～1918年	2002
	33	近代10	社会・社会運動2	1919年～1945年	2007
	34	近代11	教育	1871年～1945年	2004
	35	近代12	文化	1871年～1945年	2012
	36	現代	昭和戦後	戦後から1989年頃	2016
愛知県史別編	1	窯業1	古代・猿投系	窯跡一覧・主要窯跡・重要資料解説	2015
	2	窯業2	中世・近世 瀬戸系	窯跡一覧・主要窯跡・重要資料解説	2007
	3	窯業3	中世・近世 常滑系	窯跡一覧・主要窯跡・重要資料解説	2012
	4	民俗1	総説		2011
	5	民俗2	尾張	尾張の民俗	2008
	6	民俗3	三河	三河の民俗	2005
	7	文化財1	建造物・史跡	戦争遺跡、産業遺産を含む	2006
	8	文化財2	絵画	宗教画・世俗絵等	2011
	9	文化財3	彫刻	仏像、面、獅子頭、狛犬、円空仏等	2013
	10	文化財4	典籍	古筆、国書、漢籍、仏典等	2015
	11	文化財5	工芸	金工、漆工、染織、刀剣、仏具、陶磁器等	2018
	12	自然	2億年前～現在	自然の成り立ちと人間との係り	2010

表 11 犬山市史関係調査

		時代・年代・区分等	収録内容等	刊行年
犬山市史	資料編一	近世絵図集		1976
	資料編二	自然		1982
	資料編三	考古・古代・中世		1983
	資料編四	近世 上		1987
	資料編五	近世 下		1989
	資料編六	近代・現代		1990
	別巻	文化財・民俗		1985
	通史編上	原始古代・中世・近世		1997
	通史編下	近代・現代		1995
	資料第一集	正成公伝		1981
	資料第二集	内藤丈草		1985
	資料第三集	犬山城物語		1989
	通史編年表			1998
その他	楽田村史			1967
	池野村誌			1981
	城東村誌			—

詳細調査

表 12 犬山市が実施した詳細調査

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
建造物	城下町における 伝統的建造物の調査	犬山市	『犬山伝統的建造物群保存対策調査報告書』	1997
			『犬山城下町地区伝統的建造物群保存対策調査』報告書	2007
	城下町における 個別物件の調査	犬山市	『犬山城下町武家住宅・堀部家住宅調査報告書』	2007
民俗文化財	犬山祭の調査	犬山市	『犬山祭総合調査報告書』	2005
			『犬山祭のからくり調査報告書』	2015
	石上げ祭の調査	犬山市	『尾張富士の石上げ祭調査報告書』	2020
記念物	犬山城跡発掘調査	犬山市	『犬山城範囲確認調査（第1次～第3次）』	2010 ～ 2012
			『犬山城総合調査報告書』	2017
			『旧犬山市体育館跡地（犬山城西御殿跡）発掘調査報告書』	2018
			『犬山城跡第5次発掘調査報告書』	2021
			『犬山城跡第6・7次発掘調査報告書』	2022
	東之宮古墳発掘調査	犬山市	史跡東之宮古墳調査報告書	2005
			『史跡 東之宮古墳（第1次～第4次調査概要）』	2006
			『史跡 東之宮古墳 範囲確認調査報告書』	2009
			『史跡 東之宮古墳』	2014
	青塚古墳発掘調査	犬山市	『史跡 青塚古墳調査報告書』	2001
その他	埋蔵文化財包蔵地の開発に伴う発掘調査	犬山市	『上野古墳群』	1968
			『十三塚第3号墳 熊野第1号墳』	1972
			『上野第5号墳』	1973
			『上野第六号墳 岩神古墳 坂下第一号墳』	1978
			『丸の内遺跡』	1988
			『三光寺遺跡』	1997
			『丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡』	2019

表 13 市内文化財の把握調査の状況

種類・分類			調査状況※
有形文化財	建造物		◎
	美術工芸品	絵画	◎
		彫刻	◎
		工芸品	◎
		書跡	◎
		典籍	◎
		古文書	◎
		考古資料	◎
		歴史資料	◎
無形文化財			△
民俗文化財	有形の民俗文化財		○
	無形の民俗文化財		○
記念物	遺跡		○
	名勝地		○
	動物、植物、地質鉱物		○
文化的景観			△
伝統的建造物群			△
文化財の保存技術			△
埋蔵文化財			◎
その他			○

※ ◎：おおむね調査ができている ○：一部調査ができている △：調査実施予定

上表のとおり、本市では有形文化財の把握がおおむねできている。今後も継続的な調査を実施することで、これら歴史文化資源の価値付けを行うとともに、保護を図る。

また、埋蔵文化財もおおむね把握ができている。今後も継続的な発掘調査等の実施を通じて、これら歴史文化資源の価値付けを行うことで、本市の歴史文化を明らかにしていくことが必要である。

民俗文化財や記念物については一部着手されている。今後は、ポストコロナ時代の到来に伴う生活様式の変容等によって、特に無形の民俗文化財の廃絶等の可能性が高まっていることから、生業・信仰・年中行事等の実施状況を詳細に把握していく必要がある。

無形文化財・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術については、今後、調査を充実させていく必要がある。特に無形文化財は把握調査がほとんど実施できていない状況である。無形文化財は無形の民俗文化財と同様、今後の社会情勢の状況によっては存続が危ぶまれる恐れがあるため、早急な対応が必要である。



第5章

歴史文化資源の保存と 活用に関する方針と措置

1. 歴史文化資源の保存と活用に関する将来像・基本的方向性
2. 歴史文化資源の保存と活用に関する課題
3. 歴史文化資源の保存と活用に関する方針
4. 歴史文化資源の保存と活用に関する措置

1. 歴史文化資源の保存と活用に関する将来像・基本的方向性

先述のとおり、本市は木曽川をはじめとした豊かな水系と市域に幅広く連なる山々に囲まれた環境の下で数多くの歴史文化資源が生み出され、歴史文化が形成されてきた。そのため、水と緑は本市の歴史を語る上で欠かすことのできない重要な要素であるといえる。また、第6次犬山市総合計画では、まちの将来像を「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」を掲げている。

以上を踏まえ、本計画における将来像を実現し、歴史文化を未来につなぐために4つの基本的方向性を以下のとおり定める。また、前述のとおり、本計画はSDGsの4つのゴールと関わりがあることから、これらゴールの達成も意識しながら取組を進めていくこととする。

将来像

水と緑が育んだ 犬山の多様な歴史文化を未来へつなぐ

将来像の実現に向けた4つの方向性に関連するSDGs



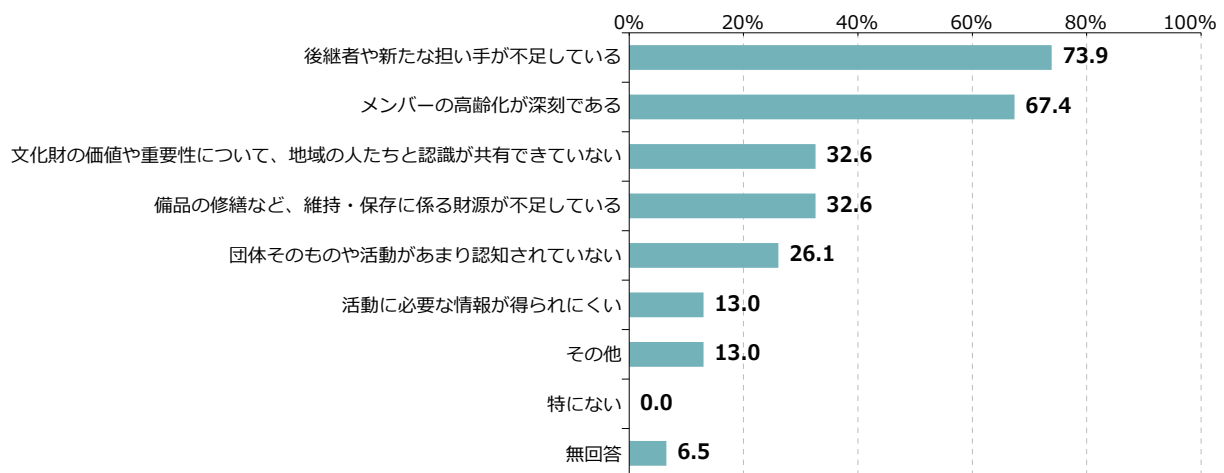
方向性 1 調査研究・共有	方向性 2 保存	方向性 3 継承	方向性 4 活用
歴史文化資源を知り、 理解を深め、 地域の誇りと愛着を 醸成する	歴史文化資源を 適切に守る	歴史文化資源の 次代の担い手を 育成・支援する	歴史文化資源を まちづくりに活かす

2. 歴史文化資源の保存と活用に関する課題

第4章までは本市の特徴や文化財行政の現状及び今後の方向性について示した。これらの結果と各種アンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえ、本市における歴史文化資源の保存・活用の妨げとなっている課題を将来像に向けた基本的な方向性に即して整理した。

課題1 調査研究・共有に関する課題＜調査研究・共有＞

貴団体が活動を行ううえで、課題と感じていることは何ですか。



把握調査

本市では、現在に至るまで定期的な把握調査の実施によって一定の成果を挙げてきた。しかし、実施主体は文化財部局や都市計画部局が中心となっており、専門知識を有する職員の確保や継続的な調査を可能とする庁内体制が進んでいないため、包括的な調査が進んでいない。具体的には、有形文化財を対象とした調査は充実しているのに対し、特に無形文化財等に関しては進んでいないなど、調査対象となる歴史文化資源に偏りが生じている。

また、市内では公益財団法人犬山城白帝文庫や犬山歴史研究会、特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークなどの民間団体がそれぞれ独自に調査研究を積み重ねており、研究紀要等を刊行しているが、これら調査結果の統一的な管理・共有が課題である。

詳細調査

本市では、犬山城や東之宮古墳、犬山祭などの歴史文化資源については、継続的な調査が実施されており、適切な価値付けが図られるなど、一定の成果を上げている。また、平成24年度（2012）及び平成25年度（2013）に実施した文化遺産悉皆調査や令和3年度（2021）に実施した文献等の調査によって、地域に根差す歴史文化資源が確認された。寺社の保有する史

資料をはじめ、学校や地域団体で保管されている歴史文化資源に関する調査が進んでいないなど、全容解明に向けた調査が今後も必要であるが、実際、市全域にわたって所在する歴史文化資源を市のみで調査していくことは極めて困難であるため、専門家や地域住民、民間団体などの各主体との協働は必要不可欠である。そのためには、まず、地域の歴史文化の魅力や歴史文化資源の価値の共有を図ったうえで、地域に根差した歴史文化資源の掘り起こしなどを進めていく必要がある。

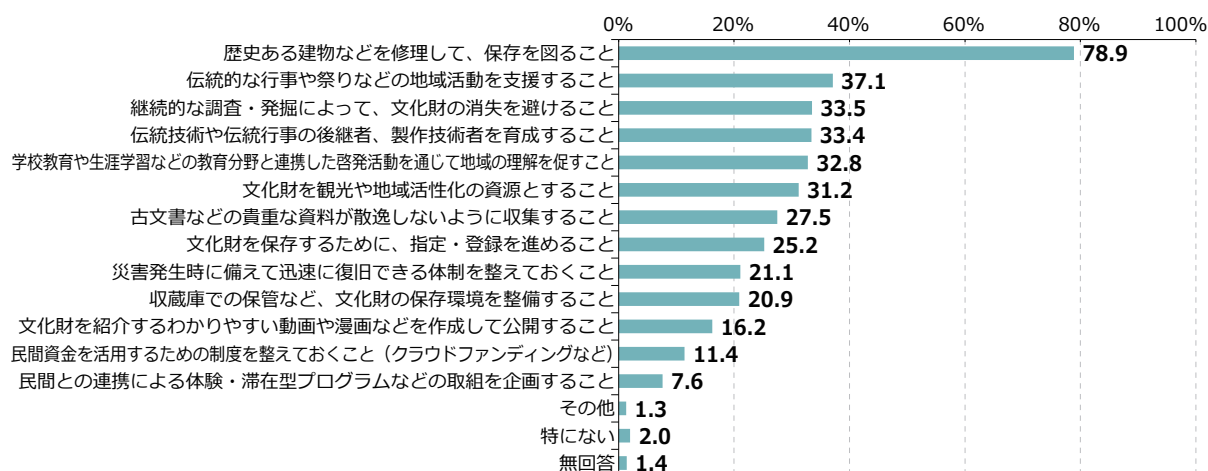
令和3年度(2021)に実施した団体アンケート調査によると、「文化財の価値や重要性について、地域の人たちと認識が共有できていない」が上位となっていることから、市民が歴史文化資源に対して正しい認識を持ち、地域の歴史文化に対する関心を高められるよう、既往調査等の成果を積極的に情報発信するなど、情報共有のための措置を講じる必要がある。

課題

- 調査対象となる歴史文化資源の偏りを是正する必要がある
- 専門的な知識を有する職員が不足しており、継続的な調査研究が可能な体制が整っていない
- 行政的人的資源に限りがあり、十分な調査が困難である
- 研究成果の統一的な整理・共有を図る必要がある
- 調査結果の情報発信によって、歴史文化資源の価値や魅力の共有を図る必要がある

課題 2 保存に関する課題<保存>

文化財の保存・活用に関する取組の中で、重要だと思うことは何ですか。



適切な保存・維持

文化財の保存には、専門家による指導に基づく継続的な保存修理が必要である。また、歴史文化資源の保存に向けて、適切な保存環境の整備も必要である。市内に所在する指定等文化

財は定期的な保存修理の推進を通じて価値の維持が図られている一方、大部分の歴史文化資源は収蔵スペースの確保に苦慮している。今後、継続的な把握調査の実施によって、更なる歴史文化資源の掘り起しが進んだ際、これらの保管場所不足が懸念される。

指定等文化財以外の歴史文化資源は所有者によって保存管理されることが基本である。修繕費用をはじめ、点検費用など維持管理に係る費用が大きな負担となり、歴史文化資源の滅失につながるおそれがある。また、家族や親戚が遠方に住んでいる場合など、適切な相続が行われずに管理者不在のまま放置される建造物等が増加すること考えられる。このような事態を回避するため、地域の協力を得ながら定期的に見回りを実施するなど、地域ぐるみで維持管理の体制整備に努める必要がある。

人が織りなす技や祭事・風俗慣習など形として残すことが難しい歴史文化資源については、映像保存や電子化などデジタル技術の活用も検討し、歴史文化資源の特徴に応じた適切な保存管理を図る必要がある。

防災・防犯

平成27年(2015)に犬山城下町で発生した火事の際には、火の手が広範囲に広がったことで、多くの歴史的な価値を有する建物が焼失した。また、令和元年(2019)には、火災によってノートルダム大聖堂や首里城が多大な被害を受けた。これらを教訓として防火対策や日常的な見回り体制の構築など、歴史文化資源の管理状況や地域の状況に応じて適切な形で防災対策を推進していく必要がある。加えて、近年はゲリラ豪雨の発生や巨大台風の上陸などによる被害が頻発化・激甚化していることから、木曽川の氾濫や入鹿池の水位上昇に伴う浸水被害などを想定しておく必要がある。また、近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震が発生した場合に備え、耐震化や防災設備の充実を図るほか、火災の発生など二次災害の発生も念頭に置き、美術工芸品等の避難先をあらかじめ設定しておく必要がある。

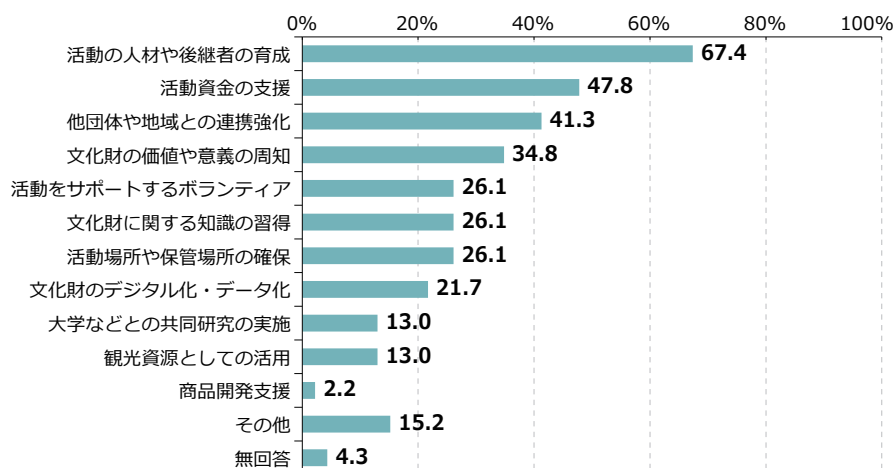
日常的な管理が行き届かない歴史文化資源が増加することによって、汚損や破損などの経年劣化が進むだけでなく、盗難、不法占拠が発生する周辺環境の悪化が懸念される。

課題

- 専門家による指導の下、適切な形で保存修理を行う必要がある
- 収蔵スペースの確保など適切な保管環境を用意する必要がある
- デジタル技術の活用など、歴史文化資源の特徴に応じた適切な保存管理を図る必要がある
- 管理者不在の事態に備え、地域の協力を得ながら維持管理の体制整備を進める必要がある
- 防火対策や日常的な見回りなど防犯対策の充実を図る必要がある
- 大規模自然災害に対する備えが必要である

課題 3 担い手に関する課題〈継承〉

貴団体がこれからも活動を行うにあたり、どのような支援があれば良いと思いますか。



担い手の減少

歴史文化資源の保存・活用にとって「人」は欠かせない存在であり、特に年中行事や祭礼など形を持たない歴史文化資源にとって、後継者の育成は非常に重要である。令和3年度（2021）に実施した団体アンケート調査結果によると、今後も団体活動を行うにあたり、活動の人材や後継者の育成に関する支援を望む声が最も多いことから、その重要性がうかがえる。

本市では、NPO やボランティア等の団体が市内で精力的に活動しており、文化財行政にも多大な貢献をしている。しかし、これまで祭事や行事を支えてきた人々が高齢化している、次代の担い手となるはずの子ども数が減少し続けているなど、歴史文化資源を継承していくための基盤が揺らいでいる。また、このような事態に関して団体間で情報の共有や、対応策等のノウハウの共有が図られていない。

近年は、情報通信技術の目覚ましい発展や多様性を尊重する社会への転換によって、人々の生活環境が大きく変化している。この変化とともに地域と歴史文化資源との関わりが希薄になってきており、歴史文化資源を継承することに対する意識が低下している。

これまで活動するための資金を会費で賄っていたが、加入者の減少により資金不足が生じている団体もあり、金銭面においても継承に向けた取組が困難になりつつある。

ポストコロナへの備え

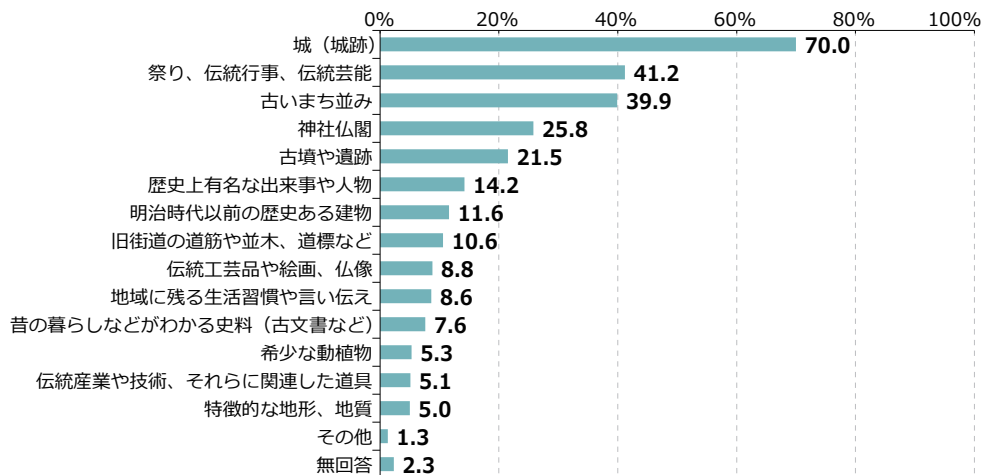
令和元年（2019）末頃から世界中で猛威を奮った新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年（2020）は多くの活動が中止を余儀なくされた。これが一つの契機となり、行事などを行わないことが常態化する、あるいは再開を望まない声が出てくる可能性が考えられる。このような状態が続くことで、行事の段取りや作法が忘れ去られてしまうおそれがある。

課題

- 少子高齢化の進行によって、歴史文化資源を継承する基盤が揺らいでいる
- 団体間での情報・ノウハウ等共有が十分でない
- 生活環境の変化に伴い、歴史文化資源を継承することの意識が希薄になっている
- 団体の活動資金が不足しており、活動自体が困難になりつつある
- 新型コロナを契機として、行事が行われなくなる可能性がある

課題 4 活用に関する課題

あなたが関心を持っている文化財はどのようなものですか。



歴史文化資源をつなぐ仕組み

本市には、犬山城をはじめ、犬山祭、木曽川鵜飼、文化史料館など、市の歴史と文化に触れ合える歴史文化資源や関連施設などが随所にあり、これらは市民のみならず市外の人々も魅了している。ところが、令和3年度（2021）に実施した市民アンケート調査結果によると、文化財に接する機会は観光・旅行や祭り、年中行事といったイベント時に集中しており、関心を持っている文化財は「城（城跡）」「祭り、伝統行事、伝統芸能」「古いまち並み」に集中するなど、活用の取組が特定の地域や歴史文化資源に偏っている。また、それぞれの歴史文化資源における横断的なストーリーが分かりづらいため、一体として捉えられずに、個々の歴史文化資源単体で完結している。

本市には国内だけでなく海外からも観光客が来訪している。本市の歴史文化資源は、これら外国人観光客に数多くの驚きや感動を提供しているが、案内板や、解説板等、パンフレット等

の充実、多言語化・ユニバーサルデザイン化などの整備が十分ではなく、市に所在する歴史文化資源の魅力を伝えきれているとは言い難い。また、ボランティア団体が外国人観光客に対するガイドを行っているが、それぞれの歴史文化資源が持つ魅力をより一層伝えられるよう、行政や研究機関等からの情報提供を持続的に進める必要がある。

まちづくりへの活用

本市の歴史文化資源は、所有者や保存団体などの努力によって現在まで伝えられてきたが、積極的な公開を控え、人目に触れる機会がめったにないものも多い。そのため、日常的に市民が接することができる機会を提供する必要がある。また、地域活動にも歴史文化資源を使い、地元への深い理解を持った人材を育成するなど、本市のまちづくりに歴史文化資源を活用していく必要がある。

課題

- 幅広く歴史文化資源を捉え、分かりやすいストーリーで伝えていく必要がある
- 多言語化などの環境整備、ガイド内容の充実が必要である
- 市民が歴史文化資源と日常的に接することのできる機会の提供が必要である
- 歴史文化資源をまちづくりに活用していく必要がある

3. 歴史文化資源の保存と活用に関する方針

市の歴史文化資源に係る各種課題を踏まえ、保存と活用に関する方針を以下のとおり定めた。

方針1 歴史文化資源を理解する〈調査研究・共有〉

市内に所在する歴史文化資源の保存・活用の推進のためには、まずはそれぞれの歴史文化資源が有する価値や魅力の理解が必要である。そのため、計画的かつ継続的な調査を通じて歴史文化資源の把握を進め、新たな価値や魅力を見出していく。また、特定の地域や種別に偏ることなく、指定・未指定に関わらず、市内に所在する歴史文化資源の包括的な調査を実施する。そのためには、専門知識を有する職員の育成や庁内体制の整備に努め、地域住民や事業者、NPO、研究機関など市内の各主体と協働できる体制を構築する。

研究成果は一元管理し、共有できるようにする。なお、将来的な文化財行政のデジタル化を見据えてデータベース化などを推進し、情報を積極的に発信するなど、それぞれの歴史文化資源が持つ価値や魅力の共有を図る。

方針

- ▶ 調査対象の幅を広げ、偏りを解消する
- ▶ 専門知識を有する人材の確保・育成に努めるとともに、調査研究機関等との連携を図り、多様な歴史文化資源に対応可能な庁内体制を構築する
- ▶ 地域住民、事業者、NPO、研究機関など市内の各主体が協働できる体制を構築し、市が全体の協力・支援を行う
- ▶ 将来的な文化財行政のデジタル化を見据え、データベースの作成や歴史文化資源に関する情報の一元化等を推進する
- ▶ 積極的に情報発信を行い、価値や魅力の共有を図る

方針2 歴史文化資源を守る〈保存〉

歴史文化資源の適切な保存に向けて、専門家による指導のもと保存修理を進めていく。収蔵スペースの確保に関しては、施設の空きスペースや市内小中学校の空き教室の利用など、既存ストックの活用にも努める。また、技術や祭事、風俗慣習など形に残らない歴史文化資源については、映像保存や電子化などデジタル技術を活用することで保存に努める。

管理者不在の歴史文化資源については、状況に応じて所有者等に対し適切な管理を促すための啓発を行う。また、地域住民や警察・消防署・地元消防団との連携を図り、地域の見回りなどを実施することで、犯罪や火災の発生を未然に防ぐ。

大規模自然災害については、発災時の被害を最小限に留めるとともに早急に復旧できるような体制整備を検討する。

方針

- ▶文化財保護審議会などの専門家による指導の下、指定等の手続きを進め、適切な方法で維持管理するとともに、保存修理を実施する
- ▶施設の空きスペースの活用や、学校との連携によって収蔵スペースを確保する
- ▶形に残らない歴史文化資源は、映像保存やデジタル技術を活用した保存を行う
- ▶所有者への指導・啓発や地域住民と連携したモニタリングを実施する
- ▶警察・消防署・地元消防団・地域住民との緊密な連携を図り、犯罪や火災を未然に防ぐ
- ▶耐震化の推進や関係機関との連絡体制を整備する

方針3 歴史文化資源を伝承する〈継承〉

担い手不足は一朝一夕で解決できる問題ではない。そのため、限られた人的資源の中で一人一人が確実な継承に向けた高い意識を持ち、取り組んでいく必要があり、とりわけ、子どもに対する教育・啓発が重要となる。そこで、小中学校などの学校現場との連携を深め、地域の歴史文化資源を題材とした授業や体験学習などを通じて、子どもたちが地域の歴史や伝統文化を学習する機会の拡充に努める。地元に対する愛着や誇りを醸成することで、歴史文化資源を後世に伝えるための素地を形成する。

単独での活動が困難になった団体に対する支援として、団体同士が交流し、情報交換や人材交流などができる場を提供することで、限られた人的資源を団体間で共有する。また、クラウドファンディングや企業からの協賛金募集など、資金調達手段の模索や民間資金の積極的な活用も視野に入れる。

ポストコロナの時代を見据えた措置も検討する。今後も「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける状況が続いた場合、行事の再開が困難になる可能性がある。そのため、いつでも再開できるよう、運営マニュアルの作成を支援するなどの保護措置を図る。なお、様々な措置を講じた上でも滅失を避けることができない歴史文化資源は、記録保存も検討する。

方針

- ▶幼稚園から大学までの各教育機関と連携し、歴史文化資源を継承する意義や価値を子どもに伝える
- ▶活動団体が情報共有できる場を提供し、限られた人的資源の有効活用を図る
- ▶クラウドファンディングや企業からの協賛金募集など、民間資金を積極的に活用するための情報提供を行う
- ▶行事が休止した場合も滞りなく再開できるよう、運営マニュアル作成支援など、積極的な保護措置に努める

方針4 歴史文化資源を活かす〈活用〉

市内に所在する歴史文化資源をストーリーでつなぎ、相乗効果によってそれぞれ価値や魅力を高め、一体として捉えられる仕組みをつくる。現地では、案内看板や説明看板の設置、パンフレットの多言語化などの環境整備を行い、それぞれの歴史文化資源が持つ魅力を十分に伝える。また、観光ボランティアガイドとの協働により、歴史文化資源の紹介や活用に関するマニュアルなどの作成に取り組む。

歴史文化資源の所有者や管理者等との連携を強化し、積極的な公開につなげる。また、地域団体等と連携し、各地域における歴史文化資源を活かしたイベントを開催するなど、まちづくりにつなげる取組を地域一体となって推進する。

方針

- ▶ 歴史文化資源をストーリーでつなぎ、一体として捉えられる仕組みをつくる
- ▶ 看板設置や多言語化など周辺環境整備を推進するとともに、観光ボランティアとの協働により歴史文化資源の紹介や活用に関するマニュアルなどの作成に取り組む
- ▶ 所有者や管理者等との連携を強化し、歴史文化資源の積極的な公開や、歴史文化資源の空間を活かしたイベントの開催につなげる
- ▶ 地域団体等と連携し、地域が一体となって歴史文化資源を活かしたまちづくりを推進する

4. 歴史文化資源の保存と活用に関する措置

歴史文化資源の保存と活用に関する方針を踏まえた措置は以下のとおりである。なお、方針が複数にわたる場合は、それぞれの番号を付している。費用負担については、市費・県費・国費に加え、民間資金の活用を積極的に検討する。国費については、文化財補助金・地方創生推進交付金などを活用する。

(1) 措置の表の見方

No.1-1 犬山城の調査研究 等		1					
事業内容		国宝犬山城天守、史跡犬山城跡の調査研究を進めるとともに、犬山城の価値をホームページや講演会等により周知・共有する。					
財政措置		国、市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	△	△	△	←→			

1 事業番号及び事業名

2 事業（措置）の内容

3 措置の財源

4 ○…措置の実施において中心となる主体

△…措置の実施に関連する主体、もしくは実施に協力する主体

※事業主体「行政」は、関係施設を含む。事業主体の詳細は、p.139 を参照

5 事業期間 ※期間内の実現が難しい事業は「次期」としている

(2) 措置の一覧

方針1 歴史文化資源を理解する〈調査研究・共有〉

No.1-1 犬山城の調査研究 等							
事業内容		国宝犬山城天守、史跡犬山城跡の調査研究を進めるとともに、犬山城の価値をホームページや講演会等により周知・共有する。					
財政措置		国、市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	△	△	△				

No.1-2 『犬山市史平成編』 編さんに伴う調査							
事業内容		市史編さんに伴う調査、市史（資料編・通史編）発行による調査成果の周知、関係機関との調査成果の共有を行う。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	△	△	△				

No.1-3 木曽川犬山鵜飼漁法の総合調査							
事業内容		木曽川犬山鵜飼漁法の総合調査を実施し、調査成果の専門家等との共有、地域や生涯学習等の場での周知を行う。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○		△	△				

No.1-4 埋蔵文化財調査							
事業内容		埋蔵文化財の発掘調査、調査内容をまとめた報告書の発行による専門機関との共有、市民への周知を行う。					
財政措置		国、市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○		△	△				

No.1-5 市内歴史文化資源調査							
事業内容	無形や民俗等の市内歴史文化資源調査を行い、調査成果の専門機関との共有、市民への周知を行う。						
財政措置	市						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	△	△	△				

No.1-6 文化史料館の史料調査及び展示							
事業内容	史料の調査研究及び調査成果の展示を行う。						
財政措置	市						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	○	○	△				

No.1-7 古墳の調査・活用							
事業内容	東之宮古墳や青塚古墳等の調査研究、講演会や研究会等での調査成果の周知・共有を行う。						
財政措置	市						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	△	△	△				

No.1-8 小牧・長久手の戦いゆかりの地域との連携した調査成果の周知							
事業内容	小牧・長久手の戦いに関連する城跡・合戦場等の調査研究を進め、関連市町村と連携した調査成果の共有、イベント出展等による調査成果の周知を行う。						
財政措置	市						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	△	△	△				

No.1-9 地域コミュニティ団体による歴史文化資源の調査・周知							
事業内容		地域の歴史文化資源の調査、共有・周知等を実施する。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	△	△	○				

No.1-10 文化財の指定・登録の推進に向けた調査							
事業内容		指定・登録に向けた調査等を実施する。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	△	△	△				

No.1-11 歴史文化プラットフォームを活用した各団体との歴史文化資源の研究成果の共有							
事業内容		犬山学研究センターが歴史文化プラットフォームの役割を担い、調査研究・共有に関する関連団体の交流を図る。					
財政措置		市、学校					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	○	○	○				

No.1-12 調査研究機関による歴史文化資源調査							
事業内容		公益財団法人犬山城白帝文庫や NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク、犬山歴史研究会等の調査研究機関が各種歴史文化資源の調査研究、調査研究成果の公開や講演会等による周知を図る。					
財政措置		団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	△	○	△				

No.1-13		市民総合大学文化遺産学科の開講					
事業内容		市民総合大学文化遺産学科による歴史文化資源の調査研究成果を周知する。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○		△	△				

No.1-14		歴史文化資源ウォーキングの実施					
事業内容		地域や団体などとの協働による街道などの歴史文化資源をテーマとしたウォーキングを実施する。					
財政措置		市、団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	△	△	○				

方針2 歴史文化資源を守る〈保存〉

No.2-1		犬山城の保存・管理					
事業内容		国宝犬山城天守や史跡犬山城跡の適切な維持管理、保存修理等を行う。					
財政措置		市、所有者					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	○	△	△				

No.2-2		歴史文化施設による歴史文化資源の保存修理					
事業内容		歴史文化施設による各種歴史文化資源の維持管理、保存修理等を行う。					
財政措置		市、所有者					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	○	△					

No.2-3		青塚古墳の保存活動					
事業内容		青塚古墳の草刈りや清掃などの保存活動を行う。					
財政措置		市、団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
△	△	△	○				

No.2-4		犬山祭の保存					
事業内容		犬山祭の車山やからくり、幕、用具の保存修理等を行う。					
財政措置		国、県、市、団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	○	△	△				

No.2-5 石上げ祭伝承保存会の保存							
事業内容		石上げ祭の用具の保存修理等を行う。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
△	○	△	△				

No.2-6 木曽川鶴飼の用具の保存修理							
事業内容		木曽川鶴飼の用具などの保存修理等を行う。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○			△				

No.2-7 民俗文化財保存伝承事業による地域の祭礼用具等の保存・修理への助成							
事業内容		地域の祭礼で使用する用具の保存修理等を行う。					
財政措置		市、団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	○	△					

No.2-8 登録文化財等の修理に関する支援							
事業内容		登録有形文化財等の保存修理に対する技術指導や保存修理の助成を実施する。					
財政措置		市、所有者、団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	○	○	△				

No.2-9 防災・防犯対策支援							
事業内容		初期消火器具の整備や防犯カメラの設置への補助等、歴史文化資源の防災・防犯に対する支援を行う。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	△		△				

No.2-10 文化財防火デーにおける消防訓練の実施							
事業内容		文化財防火デー実施に伴う防火管理体制強化周知、所有者・消防署等との連携による防火訓練を実施する。					
財政措置		市、民間					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	○	△	△				

No.2-11 NPO 法人犬山城下町を守る会による歴史的建造物の保存修理指導							
事業内容		歴史的建造物保存修理に関する指導・助言等を行う。					
財政措置		団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	△	○	△				

No.2-12 地域の団体による歴史文化資源およびその周辺の清掃活動							
事業内容		地域のまちづくり団体等が歴史文化資源およびその周辺の清掃活動を行う。					
財政措置		団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	△	△	○				

No.2-13 公益財団法人犬山城白帝文庫の所有する歴史文化資源の保存修理							
事業内容		公益財団法人犬山城白帝文庫が所有する犬山城及び成瀬家に関する歴史文化資源の保存修理等を行う。					
財政措置		団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
△	○	○					

No.2-14 空き家バンク事業を活用した歴史的建造物の保存・活用							
事業内容		空き家バンク事業を活用し、空き家になっている歴史的建造物の利活用支援を行うことで保存を図る。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	△	△	△				

No.2-15 歴史文化プラットフォームを活用した保存に関する関連団体との連携							
事業内容		犬山学研究センターが歴史文化プラットフォームの役割を担い、歴史文化資源の保存に関する地域・関連団体との連携体制を構築する。					
財政措置		市・学校					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	○	○	○				

No.2-16 文化財レスキューの検討							
事業内容		市が実施した把握調査等によりまとめた歴史文化資源のリストを基に文化財レスキュー台帳の作成を検討する。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 (1～3年)	中期 (4～7年)	後期 (8～10年)	次期
○	△	△	△				●

No.2-17		地域の偉人の顕彰活動					
事業内容		地域の偉人の顕彰活動を実施する。					
財政措置		団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
	○		△				

方針3 歴史文化資源を伝承する〈継承〉

No.3-1 犬山祭の伝承							
事業内容		犬山祭の担い手の確保や、犬山祭の囃子等の演奏、からくり操作技術の継承等を行う。					
財政措置		団体、市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	○	△	△				

No.3-2 木曽川鵜飼の継承							
事業内容		木曽川犬山鵜飼漁法の総合調査成果をもとに、漁法の継承を図る。また、船頭の育成等担い手の確保を図る。					
財政措置		市、企業					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	○				

No.3-3 石上げ祭伝承保存会の継承活動							
事業内容		学校現場との連携や体験学習などの石上げ祭の継承を行う。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	○		△				

No.3-4 民俗文化財の後継者育成							
事業内容		地域の祭礼等の実施のための後継者育成に対する支援を行う。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	○		△				

No.3-5 歴史文化プラットフォームを活用した継承に関する関連団体との交流							
事業内容		犬山学研究センターが歴史文化プラットフォームの役割を担い、関連団体との交流、情報交換、人材交換の支援を行う。					
財政措置		市、学校					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	○	○	○				

No.3-6 NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークと関連団体や学校との連携による継承活動							
事業内容		関係団体との連携、学校現場との連携を行い、歴史文化資源を継承する意義を伝える。					
財政措置		団体、市（助成）、民間					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	△	○	△				

No.3-7 犬山市特産品協会による特産品・伝統産業の継承事業							
事業内容		特産品・伝統産業の体験学習等を実施する。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	○		△				

No.3-8 犬山城みらいサポーターの活動							
事業内容		犬山城みらいサポーターを組織し、犬山城天守の床磨きなど、犬山城を将来へつないでいくための活動を実施する。					
財政措置		市、所有者、団体、市民					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	○		○				

No.3-9 犬山商工会議所による伝統産業に関する支援							
事業内容		市内の伝統産業に携わる事業者に対する経営支援等を行う。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△		○				

方針4 歴史文化資源を活かす〈活用〉

No.4-1 犬山城の整備・活用							
事業内容		史跡犬山城跡整備基本計画を策定し、計画に基づく史跡整備、パンフレット・ホームページの多言語化、観光ボランティアガイドとの連携等による活用を実施する。					
財政措置		市、所有者					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	△	△	△				

No.4-2 文化史料館による歴史文化資源の公開等							
事業内容		所有者等と連携した歴史文化資源の公開、ボランティアガイドとの連携強化を図る。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	○	○	△				

No.4-3 歴史文化施設を活用した歴史文化資源の周知、イベントの開催							
事業内容		歴史文化施設を活用した歴史文化資源の周知、イベントを開催する。					
財政措置		市、所有者					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	○	△	△				

No.4-4 古墳環境整備、イベントの開催							
事業内容		青塚古墳、東之宮古墳をはじめとする古墳の看板整備、地域団体等との連携によるイベントを行う。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	△	△	△				

No.4-5 木曽川鶴飼の価値の向上							
事業内容		木曽川鶴飼の価値を高めるガイダンス施設などの整備に関する研究・検討を行う。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○		△	△				

No.4-6 小牧・長久手の戦いゆかりの地域との連携による活用事業							
事業内容		同盟市と連携した小牧・長久手の戦いの舞台となった歴史文化資源を一体的に周知するとともに、協働による活用事業の実施について検討する。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	△	△	△				

No.4-7 木曽川河畔の魅力向上							
事業内容		木曽川河畔の憩いの場、滞在の場としての整備を図る。（社会実験→実装）					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○			△				

No.4-8 市内文化財看板整備							
事業内容		既存の歴史文化資源周知看板の修理、新設等の環境整備を実施する。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
○	△	△	△				

No.4-9		犬山市北のまちづくり推進協議会による歴史文化資源を活かしたイベントの開催等					
事業内容		旧磯部家住宅復原施設など城下町の歴史的な建造物を活用したイベントを実施する。					
財政措置		団体、市（人的支援）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△		○				

No.4-10		地域コミュニティ団体等による歴史文化資源を活かしたイベント開催等					
事業内容		地域の歴史文化資源の看板設置や歴史文化資源を活かしたイベント等を実施する。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	△	○				

No.4-11		文化財のガイドの実施					
事業内容		観光客（外国人観光客を含む）向けの犬山城や有楽苑、城下町のガイドを実施する。					
財政措置		団体、市（支援）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	△	○				

No.4-12		文化財建造物の公開・活用					
事業内容		所有者と連携した文化財建造物の公開、文化財建造物の宿泊施設としての活用に関する検討を行う。					
財政措置		市、所有者、団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	○		△				

No.4-13 公益財団法人犬山城白帝文庫による歴史文化資源の公開等							
事業内容	公益財団法人犬山城白帝文庫による犬山城及び成瀬家に関する歴史文化資源の展示等を行う。						
財政措置	団体						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	△	○					

No.4-14 一般社団法人犬山市観光協会による歴史文化資源の観光 PR 等							
事業内容	犬山市の観光PR、観光ボランティアの支援、観光情報の多言語化等を行う。						
財政措置	団体、市（助成）						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	△		○				

No.4-15 犬山まちづくり株式会社による歴史的建造物の活用							
事業内容	中心市街地の空き家となっている歴史的建造物の活用するとともに、城下町地区のまちづくり活動等を行う。						
財政措置	企業、市（助成）						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	△		○				

No.4-16 フィルムコミッションによる文化財建造物等での撮影への協力							
事業内容	犬山口ケサービスチームが文化財建造物等での撮影に対する協力を行う。						
財政措置	団体						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△	△		○				

No.4-17		NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークによる歴史文化資源を活かした活動						
事業内容		歴史文化資源を活用したイベントを実施する。						
財政措置		団体						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間				
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3 年）	中期（4～7 年）	後期（8～10 年）	次期	
△	△	○	△					

No.4-18		『犬山の文化財』の刊行					
事業内容		市内の歴史文化資源の情報をまとめた冊子『犬山の文化財』を発行する。					
財政措置		団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・ 保護団体等	調査研究機関	地域 市民・学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	△				

No.4-19		入鹿用水土地改良区による入鹿池の活用					
事業内容		入鹿用水土地改良区による世界かんがい施設遺産である入鹿池の農業利用での活用・ダムカードなどによる PR を行う。					
財政措置		団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政	所有者・保護団体等	調査研究機関	地域市民・学校・企業等	前期（1～3年）	中期（4～7年）	後期（8～10年）	次期
△			○				

